

支庁制度の改革と 北海道自立への道

寺島 光一郎（てらしま こういちろう）

乙部町長

はじめに

21世紀は、現在行っている景気回復のための、「行財政パブル」後の立直し、財政の健全化の取り組みの中で、地方自治体も、まず健全財政の確立が最大の課題となると考えている。

同時に、地方分権、更には、市町村の広域合併議論が一段と高まり、小さい行政、効率的住民サービスを目指した改革が待ったなしで進む。

支庁制度は、このような時代の流れの中で、小さな道政、簡素化された組織を目指した道庁全体の大改革の一環として、地域住民、市町村にとって、本当に役立つ、利用されやすいしかも独立して権限のある総合的な組織に改革されるものと考えている。その時こそ、各地域が、自らの地域の特徴を生かして、知恵を出し、団結し、お互い競い合い、北海道の自立発展の時代が来るものと期待しているところである。

支庁制度のあり方と課題

現在の支庁は、市町村にとって、行財政をはじめ、各事業の指導、監督機関であり、又、国や道への補助事業や交付税の申請窓口等まさに市町村の生命線を握られている役所であり、支庁制度の改革は、市町村行政が一番大きな影響を受けることになる。

道庁内部では支庁制度について研究プロジェクトにより相当検討が進んでいるが、その影響を直接受ける市町村、更には関係団体や地域住民の意見の集約や論議は、あまり行われていなかったが、最近、民間検討委員会が設置され、道庁内外の連携を図りながら検討が行われることになりその成果に期待している。

支庁制度の改革の基本は、道民のために行われるものであり、地域住民として、地域に直接接している市町村にとってもより望ましいものでなければ

ならない。現地の十分な意見を踏まえた改革論議がなされ21世紀に道民が飛躍できる改革が実現できることを期待している。

なお又、支庁制度の充実すなわち本庁から支庁への権限の移譲は、市町村への分権化と一体で行われて、はじめて効果が発揮できるものであり、同時に検討されることを望んでいる。

次に、今後の支庁の改革にあたって、従来の改革の課題について若干述べてみたい。

1 私の過去15年間の体験でも、何度かの支庁や土木現業所、保健所等の組織の改革が行われたが、最も影響を受ける市町村においては、改革の素案や、意見を求められることもなく、道の改革が行われてきたのが実態と思う。勿論、人事、組織については知事の専権事項であるが、市町村や地域住民からみて、必ずしも地域の実態を踏んだ組織改革であったかどうか、むしろ道庁のための改革でないのかとの疑問も残るところである。

今後の支庁の改革は、この点を踏え、道庁のための改革ではなく、地域住民、市町村にとって、より望ましい改革となるよう、現地の考えを十分聞いて推

めていただきたい。

2 過去の改革は、市町村から見て以前から指摘されている支庁及び本庁の二重ヒアリングの是正等に大きな変化はなく、補助事業の本庁精算等も相変わらずのようである。

町職員にとって、札幌出張は別の意味で、道の本庁の雰囲気や情報収集等直接肌で道政の動きを感じるためにも、必要なことであるが、もう少し簡素化したルールが出来ないものかと常々考えている。

特に、支庁に権限が移譲されていない、支庁経由の申請書類まで、権限があるかのような二重の書類審査等は直ちに是正すべきと考えている。

このことは、本庁 - 支庁の権限移譲の基本的な問題に関わることであり、大半が、国の補助事業の中では、本庁でのヒアリングは止むを得ない面があることは理解するが、少なくとも、本庁職員が支庁に出向いて本庁、支庁が同時に市町村のヒアリングを行う方法、更には精算事務についても、本庁職員が支庁に出向く等現在のままでも検討できる余地があると考えている。

支庁への分権論議とは別問題であるが、支庁改革においては、第一番に是

正すべき事項と考えている。

又、支庁機能の充実、強化のための部課の増設は、従来以上に市町村への資料依頼や問い合わせ等が増えつつあり、同じ資料を別々の課から問い合わせや、支庁内の別の部課にある資料についても、市町村への照合となる例も見受けられ、逆に市町村業務の増大につながっている面がある。

3 市町村においては、支庁、土木現業所、最近では、保健所業務も含めて、同じ道庁機関でありながら、双方に説明やお願いしなければならない二重行政問題も生じている。

支庁制度の見直しにあたっては、以上のような課題を克服し、支庁が名実共に本庁の総合的な出先機関としての一元的に機能が発揮できる改革を願っている。

支庁制度についての私見

1 地域住民の生活経済圏は支庁単位を越えている

現在、地域住民の生活経済圏は道路網の整備、交通手段の発達、医療の高度化等にともない、従来の生活経済圏

の支庁の範囲を超えた札幌及び道内4～5経済圏の中心都市に集中している。

更に、人口も、札幌圏及び生活経済圏の中心都市に集まり、他の市町長村は減少、過疎化が一層進んできている。

このような状況の中で、市町村行政も支庁単位を越え圏域都市を中心に、道路や空港等の基盤整備をはじめ医療、衛生等幅広い分野にわたり圏域単位の取り組みが行われている。この傾向は効率的行政上からも今後一層進むものと考えている。

2 総合組織としての圏域庁構想

前述のような生活経済圏の実情や将来の市町村への分権化、更には広域市町村合併を視野に入れて今後どのような支庁制度のあり方が望ましいか考えた場合、私は、道内の各経済圏に強力な権限を有する総合的な圏域庁の設置が望ましいと考えている。

特別な出先機関を除いて土木現業所、保健所等、道のすべての出先組織を統合した総合的な圏域庁を配置し、本庁・支庁、出先機関内の二重行政をなくし、地域住民や市町村のための一元の行政を行う。総合圏域庁には、副知事クラスの大幹部を配置し、本庁権限の大半を移譲し、更に道、支庁から市町

村への地方分権を推進し、小さな組織を実現する。

その結果、現在の本庁約1万4千人体制の少なくとも約1/4、約3千5百人の縮減を図り、更に支庁の統合メリットと効率的簡素な組織により、本庁からの大幅な権限の移譲が行われても、逆に市町村への分権もあり14支庁6千人体制から5～6の圏域庁においては、一割減位の人員で圏域庁の機能を十分発揮できると考えている。

3 支庁改革と地方分権

支庁改革と地方分権は、表裏一体であり、同時に行ってこそ、地域住民のための行政が実現できると考えている。なお、地方分権について国から道県については、相当議論されているが、市町村については、あまり論議されず、今なお、道段階では、特に町村に権限を移譲することについて、処理能力について疑問視され、かえって地域住民へのサービスが低下すると危ぶんでいる。又、町村においてもそのような懸念を抱いている町村長がいるもの事実である。

しかし、より質的な豊かさ、個性の時代を迎えた今、現地の地域のニーズに応えた行政こそが、地域住民が望む

ものである。

確かに町村には、現在そのための人材が確保されておらず、又そのための教育や訓練もされていないのが事実であり、当面多少の混乱ととまどいを生じると思っている。

私は、そこで組織改革により生じる道の優秀な職員を、市町村に派遣し、分権化による市町村事務の適切な処理対応、又、市町村職員の研修訓練に活用するのが、一石二鳥と考えている。このことにより、小さな道政、地方への権限の移譲も円滑に行われ、しかも、地方に人材が育成され時間的余裕も生ずるものと思われる。

地方分権は、財政と権限が各自治体に移譲され、自らの責任の下で、知恵を出し、地域住民の豊かさと幸せを競うことであり、道からの人材派遣が実現されるならば、市町村としては積極的に推進すべき課題である。

地方分権は、時間の経過とともに、市町村間の優劣の格差が生じ、地域住民が、自らの目で、近隣市町村と比較し、市町村長等と評価することになり、結果的に、善政優良行政の市町村に近づいて行く効果が出るものと思っている。

以上のごとく、地方分権は、支庁改

革と同じく、地域住民にとって重要な問題であり、地域住民のためにも、是非、同時に推進に努めなければならないと考えている。

4 市町村への人材の派遣と圏域庁の役割

道本庁及び圏域庁への小さい組織への改革により生ずる約4千人の内、財政健全化による定数の約1割の2千人の削減を行っても、残る2千人の優秀な道職員を一市町村5～10人派遣することにより、市町村への地方分権への新たな業務の遂行も円滑に行うことができる。更には市町村においては、新しい分野の行政ノウハウを学ぶことができ、道民のための道政推進上からも望ましい改革と考えている。

又、道においても、組織改革による、余剰人員を市町村に派遣することにより相当の経過期間を経て、円滑に人員の削減が行うことができている。

市町村にとって、圏域庁構想は現在の支庁制度より広域化し多少出向くには不便となるが、一方、同一経済圏として圏域内市町村の広域行政の実現や、圏域全体の実現目標に向けての圏域市町村の協同步調等、圏域全体の水準向

上に大いに役立つものと考えている。更に、財政面からは、道、市町村の健全化財政、分権により増加する市町村業務への円滑な対応等、結果的に住民のためのサービスの向上につながるものと考えている。

次に圏域庁と市町村との関係では、圏域庁は、本庁から大幅な権限の移譲が行われるが、一方、組織は市町村への分権、及び統合メリットと効率的組織化により従来よりも小さな圏域庁となる。

「組織や人が新たな仕事を増す」とまでいわれているが新たに設置される圏域庁の効率的簡素化された組織、人員は従来から指摘されてきた多くの課題を解決、すなわち本庁からの権限移譲により、圏域庁のみのヒアリング、更には、必要以上のヒアリングや照会等が必然的に減少するものと考えている。

5 21世紀における北海道の自立

21世紀の早い時期に各圏域庁は、副知事クラスの例えば道南、道央、道北、道東等の圏域長のもとで、実質的な分権を確立、強い独立権限を有し、各圏域間の競争を促し、北海道開発庁廃止後、道庁は各圏域の予算のとりまとめ、

総合調整機関となり、各圏域が地元の市町村とともに現地の生の声を直接、国に予算要望できるシステムが確立されることを願っている。

「競争のないところに発展なし」[競争は発展の活力]である。

北海道より、はるかに小さい九州には6県、四国には4県、それぞれ知事を先頭に各県が、お国自慢をし互いに競い合い、ハイテクランド、一村一品運動の実現、更には四国では3本の本四橋まで実現している。

21世紀こそ、北海道が郷土のためにそれぞれの圏域が知恵と努力、行動力を発揮し、公共事業の比率の確保等の受け身の姿勢から脱却し、自らの資質を高め、誇りと自信を持って競いつつお互いの圏域が自立発展できることを願っている。

ンではないが)な表現もあるが、正月酒と郷土北海道を想う情熱の先走りとお許しいただきたい。

おわりに

正月、ほろ酔い気分で、支庁制度について考えている内、支庁制度の改革を通じて、地方分権、更には北海道の活性化の自立への夢がふくらんできた。本題の支庁制度の趣旨からはずれてしまい、しかも文中、不適切(クリント